

家庭用コージェネレーション契約
「ガスパワープラン」選択約款

令和元年10月1日実施

小田原瓦斯株式会社

目 次

1. 適 用	1
2. 選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	1
5. 契約の締結	2
6. 使用量の算定	2
7. 料 金	2
8. 単位料金の調整	3
9. 契約の変更又は解約	4
10. 設置確認	4
11. その他	4
付 則	
1. 実施の期日	5
2. ガスメーターの能力の表記に関する経過措置	5
(別 表)	
1. 料金及び消費税等相当額の算定方法	6
2. 料金表	7

1. 適用

- (1) この選択約款は、この選択約款の適用条件を満たすお客さまが、適用を申し込み、当社が承諾したときに適用いたします。
- (2) この約款に記載のない事項についてはガス小売供給約款を適用いたします。

2. 選択約款の変更

当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合、ガス料金その他の供給条件は変更後の選択約款によるものとします。

3. 用語の定義

- (1) 「家庭用燃料電池（以下「燃料電池」といいます。）」… 1次エネルギー源としてガスを使用し、電気化学反応によって連続的に発電を行う装置であって居室に電気と温水を供給するための機器をいいます。
- (2) 「家庭用コージェネレーションシステム（以下「コージェネ」といいます。）」… 1次エネルギー源としてガスを使用し、ガスエンジンにより電力を発生させるとともに、その際に発生する排熱を利用する家庭用の熱電供給システムをいいます。
- (3) 「専用住宅」… 住居の目的だけで建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいいます。
- (4) 「併用住宅」… 店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。
- (5) 「消費税等相当額」… 消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。
- (6) 「消費税率」… 消費税法の規定に基づく税率に地方税法に基づく税率を加えた値をいいます。
- (7) 「単位料金」… 8に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

この選択約款は、次のすべての条件を満たし、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

- (1) 燃料電池またはコージェネを以下のいずれかの条件で使用されること。
 - ①専用住宅で使用する。
 - ②併用住宅で、業務部分と居住部分に分離して居住部分に専用でガスメーターが設置されていて、居住部分で使用する。
- (2) 月平均使用量が10立方メートル以上であること。
- (3) 一需要場所におけるガスメーターの能力が16立方メートル毎時以下であること。
- (4) 料金を口座振替又はクレジットカード払いの支払方法で7（1）に規定する早収料金適用

期間内にお支払いいただけること。

5. 契約の締結

- (1) この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾したときに成立いたします。
- (2) 申し込みの際お客さまは、所定の申込書により申し込んでいただきます。
- (3) 契約期間は次のとおりといたします。
 - ①新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。
 - ②当社との他の契約の解約と同時に、この選択約款を適用する場合は、解約した契約の解約日（原則として当社の申込み承認後、最初のガス小売供給約款に定める定例検針日とします。）の翌日からその解約日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。なお、解約した契約の契約期間は、その契約の解約日までといたします。
 - ③お客さまが料金の支払方法として口座振替の方法を選択されていない場合、契約期間は、口座振替の手続き完了日（原則として当社の口座振替の手続き完了後、最初のガス小売供給約款に定める定例検針日とします。）の翌日からその完了日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。
 - ④契約期間満了に先立って解約又は契約の変更の申込みがない場合には、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、その後の期間についても同様とします。ただし、9及び10（1）による契約の変更又は解約の場合を除きます。
- (4) 当社は、この選択約款に基づく契約の契約期間満了前に解約、又はガス小売供給約款に定める料金に変更されたお客さまが、再度同一需要場所でこの選択約款、又は他の選択約款の適用の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が解約の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更、又は建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。（(5)において同じ。）
- (5) 当社は、お客さまがこの選択約款の契約期間満了前に他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。
- (6) 当社は、お客さまがこの選択約款又は当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金を、それぞれの約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この選択約款への申し込みを承諾できません。

6. 使用量の算定

当社（導管部門）は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより、その料金算定期間の使用量を算定いたします。

7. 料 金

- (1) 当社は、料金の支払いが支払義務発生の日の翌日から起算して20日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、別表1及び2により算定されたもの（以下「早収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を支払っていただきます。なお、早収料

金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。

- (2) 当社は、料金の支払いが早収料金適用期間経過後に行われる場合には、早収料金を3パーセント割増ししたものを（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を支払っていただきます。
- (3) 当社は、別表2の料金表を適用して、6の規定によりお知らせした使用量に基づき、その料金算定期間の早収料金を算定いたします。
- (4) 当社は、早収料金及び遅収料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。
- (5) 料金は、ガス小売供給約款に規定する支払義務発生日の翌日から起算して20日以内にお支払いいただきます。なお、支払義務発生日の翌日から起算して20日目（以下「支払期限日」といいます。）が休日の場合には、その直後の休日でない日まで支払期限日を延長いたします。

8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算定式により別表2の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。

なお、調整単位料金及の適用基準は、別表1(2)のとおりといたします。

- ①平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} + 0.081 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

（計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。）

- ②平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} - 0.081 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

（計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。）

- (2)(1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

- ①基準平均原料価格（トン当たり）

36,910円

- ②平均原料価格（トン当たり）

別表1(2)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。）及びトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。）をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨

五入した金額といたします。

(算定式)

$$\begin{aligned} & \text{平均原料価格} \\ & = \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9479 \\ & \quad + \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.0546 \end{aligned}$$

(備考)

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりLPG平均価格は、本社及び営業所に掲示いたします。

③原料価格変動額

次の算定式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算定式)

$$\begin{aligned} \text{イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき} \\ & \text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格} \\ \text{ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき} \\ & \text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格} \end{aligned}$$

9. 契約の変更又は解約

- (1) 当社は、2(2)によりこの選択約款が変更された場合には、契約期間中であっても、この契約を変更又は解約することができるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、又はお客さまに契約違反があった場合(4の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。)には契約期間中であっても、相互に契約を解約できるものといたします。

10. 設置確認

- (1) 当社は、この選択約款の適用条件が満たされているかどうか確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。お客さまが立ち入りを承諾していただけない場合には、当社は、この選択約款の申込みを承諾しない、又は契約期間中であっても、この契約を解約することができるものといたします。
- (2) お客さまは、燃料電池またはコージェネを取り外し、適用条件を満たさなくなった場合には、直ちに当社に連絡していただきます。

なお、燃料電池またはコージェネを取り外した場合は、この選択約款に基づく契約を解除したものとみなし、解約日以降ガス小売供給約款を適用いたします。

11. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款によるほか、ガス小売供給約款及び本約款の趣旨に則り、その都度お客さまと当社の協議によって定めます。

付 則

1. 実施の期日

令和元年10月1日から実施いたします。

2. ガスメーターの能力の表記に関する経過措置

当社は、当面の間、ガスメーターの能力を「号数」で表記することがあります。

(別 表)

1. 料金及び消費税等相当額の算定方法

(1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(2) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。

- ①料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ②料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算

定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(3) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算定式により算定いたします。(小数点以下の端数切捨てます。)

①早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷(1+消費税率)

②遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷(1+消費税率)

2. 料金表

(1) 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから25立方メートルまでの場合に適用します。

料金表B 使用量が25立方メートルを超え50立方メートルまでの場合に適用します。

料金表C 使用量が50立方メートルを超え80立方メートルまでの場合に適用します。

料金表D 使用量が80立方メートルを超える場合に適用します。

(2) 料金表

①料金表A

A 定額基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,319.60円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

A 基準単位料金

1立方メートルにつき	144.10円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

②料金表B

B 定額基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	2,529.60円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

B 基準単位料金

1 立方メートルにつき	95.70円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------

③料金表C

C 定額基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	2,969.60円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	------------------------------

C 基準単位料金

1 立方メートルにつき	86.90円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------

④料金表D

D 定額基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	3,300.00円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	------------------------------

D 基準単位料金

1 立方メートルにつき	82.77円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------

(3) 調整単位料金

(2) の各適用区分の基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。